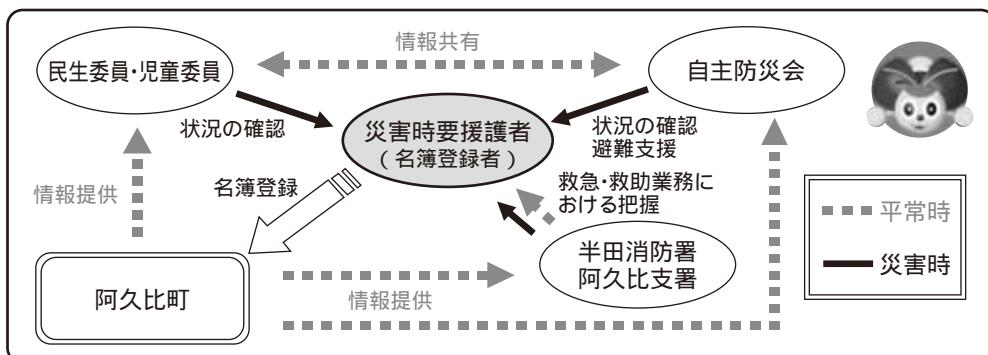


行政無線情報は電話でも

防災行政無線が聞き取りにくい場合は
48)7030へ問い合わせてください。最新のメッセージを聞くことができます。

災害時要援護者登録制度



平常時
— 災害時

安全で住みよい
まちづくり
ニュース

防災への意識改革

105

防災交通課
48)1111
(内208)

災害に備えた 名簿を作成します

地域全体で災害時要援護者を見守ります。

「災害時要援護者」とは、災害が起きたときに、在宅で心身が不自由な高齢者や障害者、家族の支援が受けられない一人暮らしの高齢者など、自力で避難することが難しく、支援を必要とする方です。

大規模な災害では、消防機関などの救助も遅れ、「歩行が困難」「周囲の状況が分からぬ」「隣近所に支援してくれる人がいない」などの理由で、災害時要援護者は、地域で孤立してしまふ恐れがあります。そのため、地域全体で要援護者を見守る必要があります。

町では、災害時要援護者を支援する地域の防災・福祉活動に活用するために、要援護者本人からの申請に

よる名簿を作成し、登録してもらつた方の情報を平常時から、各地区的自主防災会、民生委員・児童委員、半田消防署阿久比支署などと共有します。関係機関で共有する要援護者情報は、適切な管理に努めます。

災害時には不測の事態も想定されます。名簿への登録は、優先度や確実な支援、安全を保障するものではありません。各家庭で災害時に備えて備えておくことが重要です。

名簿登録の対象となる方がなく、災害時に自力で避難することが困難な方を対象としています。

要介護三以上の方
身体障害者手帳第三級以上でR身体障害者旅客運賃割引規則の第一種の方
精神障害者保健福祉手帳第三級以上の方

療育手帳C判定以上の方
愛知県特定疾患医療給付を受給している方のうち、重症患者の認定を受けている方、または神経系難病患者の方

満七十歳以上の高齢者のみで構成される世帯の方

満七十歳以上の人暮らし世帯の方

母子健康手帳の交付を受けた方

（妊娠の方）

町では一人でも多くの要援護者に必要な支援ができると考えていま

す。

災害時に支援してほしいが、対象とならず不安に思われる方は、ご相談ください。各自主防災会などの支援をできるだけ広く受け入れられるよう努めます。

登録方法

対象となる方には、町から申請書などを先月送付しました。もし、届いていない場合は連絡してください。申請書は町ホームページの防災交通課のページから入手できます。必要事項を記入し、郵送してください。提出に期限はありません。

名簿登録された方へ

登録しても、急病など119番通報時に救急車の手配が簡素化、最優先されるわけではありません。地域の支援者も災害時に必ずあなたのものに助けに行けるとは限りません。自分から周りの人と良い関係をつくるよう努力することも大切です。

地域で支援していただく方へ

被災者の安否確認・避難誘導は、町災害対策本部が中心となって、地域の自主防災会などの協力を得て実施します。災害発生直後は、多くの地域住民の近隣同士の助け合いで、救出・避難した報告があるように、いざというときに頼りになるのが、近隣住民の皆さんであり、地域のコミュニケーションです。

日常のコミュニケーションを通じて、災害時にできる支援をお願いします。